

法律科目試験 「公法系」 問 題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 衆議院の解散
- (2) 行政行為（行政処分）と行政指導の異同

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

憲法学の研究者である X は、A 出版株式会社の依頼を受け、高等学校の新しい科目である「公共」の教科書『新しい公共』を共同執筆した。X は自らの研究成果に基づき、集団的自衛権の行使を一部容認するような閣議決定は、日本国憲法 9 条に反する旨の記述をした。A 出版株式会社は、『新しい公共』について、文部科学大臣に対して教科書検定審査の申請を行った。

これに対して、文部科学大臣は、当該申請につき、必要な修正を行った後に再度申請を行うことが適当であるとして、決定を留保し、X の執筆部分において、高等学校教科用図書検定基準の規定する「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」に基づかず、独自の学説が展開されているとの検定意見を、A 出版株式会社に通知した。X は、出版の期限もあることから、当該検定意見を受け入れ、修正に応じ、A 出版株式会社は、検定合格を経て、『新しい公共』を教科書として出版することができた。

しかし、X は当該検定意見により精神的苦痛を受けたとして、国を相手に国家賠償請求訴訟を提起した。

設問：X の立場からの憲法上の主張をした上で、その主張の当否について、あなた自身の見解を示しなさい。なお、必要に応じて、参考とすべき判例に言及すること。

【資料】学校教育法（抄）

第 34 条① 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第 62 条 第 30 条第 2 項、第 31 条、第 34 条、第 37 条第 4 項から第 17 項まで及び第 19 項並びに第 42 条から第 44 条までの規定は、高等学校に準用する。……

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

Xは、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災により、当時居住していたA県B市内のマンション（以下「本件マンション」という。）が被害を受けたため、B市職員による調査の後に、B市長から、本件マンションの被害の程度を「大規模半壊」とする罹災証明書の交付を受けた。A県から事務の委託を受けたY（被災者生活再建支援法人）は、この罹災証明書に基づき、被災者生活再建支援金として150万円（50万円および住宅の補修費用として100万円）の支給決定（以下「本件支給決定」という。）を行い、Xは、支給された150万円を自宅の壁の補修工事費用等として消費した。ところがその後、B市の職員が本件マンションの被害の状況について再調査した結果、本件マンションの被害の程度を「一部損壊」とする罹災証明書をXに交付したことから、Yは、本件支給決定を取り消し、その上で、Xに対し、不当利得に基づき、Xが受けた被災者生活再建支援金に係る利得金（150万円）の返還および遅延損害金の支払を請求した。

設問：Yによる本件支給決定の取消しには、どのような法的問題点があるか、論じなさい。

【資料】

災害対策基本法（抄）

（罹災証明書の交付）

第90条の2① 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

被災者生活再建支援法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（被災者生活再建支援金の支給）

第3条① 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

② 被災世帯（……）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあっては、50万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

二 その居住する住宅を補修する世帯 100万円

(支給事務の委託)

第4条① 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第6条第1項に規定する支援法人に委託することができる。

(指定等)

第6条① 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。